

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年1月から14年3月までを32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から平成14年4月23日まで
ねんきん定期便に記載されたA社に勤務していた期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に比べて、低額となっているので、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年1月から13年12月までの期間の標準報酬月額については、平成13年度及び14年度所得・課税証明書により推認できる保険料控除額から32万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成14年1月1日から同年4月23日までの期間について、公共職業安定所から提出された支給台帳全記録照会によると、当該期間における申立人に係る報酬月額は、前述の所得・課税証明書で確認できる報酬月額と同程度であったことが確認でき、当該期間についても12年1月から13年12月までの期間と同様に、申立人は、32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められること

から、14年1月から同年3月までの期間の標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成13年度及び14年度の所得・課税証明書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の所得・課税証明書から推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和54年10月1日から平成12年1月1日までの期間については、当該期間に係る申立人の保険料控除を確認又は推認できる資料等が無い上、A社の事業主は、「申立人の主張通りの給与を支払っていたが、保険料控除については覚えておらず、当社は廃業したため、一切の資料等は破棄している。」と回答していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所（現在は、B事業所）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和52年9月28日）及び資格取得日（昭和53年10月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和52年9月は8万6,000円、同年10月から53年9月までは10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の昭和52年9月から53年9月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和53年11月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和53年10月の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月28日から53年10月2日まで
② 昭和53年10月25日から同年11月1日まで

私は、A事業所において、昭和52年6月1日から53年4月1日までの期間及び再任用された同年4月2日から正規職員に登用される同年11月1日までの期間、賃金職員として継続して勤務していたにもかかわらず、52年9月28日から53年10月2日までの期間及び同年10月25日から同年11月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和52年6月1日に取得し、同年9月28日に資格を喪失後、53年10月2日に再度資格を取得しており、申立期間における同

病院での同被保険者記録を確認することができない。

しかし、B事業所から提出された人事記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間①において、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所の社会保険事務担当者であった二人の同僚は、「人事記録を見る限り、申立人が、一旦、厚生年金保険被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。」旨供述している上、B事業所の現在の社会保険事務担当者は、「当時の賃金職員については、人事記録上は勤務に1日の空白が生じる者がいたが、当該賃金職員に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得手続は行っておらず、通常、給与の支給がある者については、厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者期間の欠落が見られる者はいない上、前述の人事記録において、申立人の勤務条件や雇用関係等の変更に関する記載は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和52年8月の社会保険事務所(当時)の記録及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、同年9月は8万6,000円、同年10月から53年9月までは10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所は、「申立期間当時、当事業所は国の機関であり、法令に基づき会計処理を行っていたことから、申立人の給与から保険料を控除しておきながら、社会保険事務所に納付していないことは考え難く、仮に申立人に係る保険料が減額された納入告知がなされれば、担当者において訂正依頼等の措置を講じるものとする。また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の欠落は、1年以上と長期であり、かつ厚生年金保険被保険者資格喪失日及び同資格取得日は月途中の不自然な日付である上、申立人に係る人事記録を見ても、これらの日付に対応する任免はなされていないため、当事業所が申立人の資格喪失及び資格取得の届出を行い、社会保険事務所がこの届出に基づき納入告知を行ったか否かについては疑問があり、当事業所は、申立人の申立期間に係る保険料を継続して納付していたはずである。」と主張している。

しかしながら、事業主から、申立期間当時のA事業所の厚生年金保険被保険者に係る保険料控除額及び保険料納付額を確認できる資料等の提出はない上、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年9月から53年9月までの保険

料について納付の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、前述の人事記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和53年10月2日に取得し、同年10月25日に資格を喪失後、同年11月1日に国家公務員共済組合の加入員となっていることが確認できるところ、同年10月は厚生年金保険法第19条第2項(同月得喪)の規定により、厚生年金保険被保険者期間とされることから、同年10月に係る当該保険料については納付済みであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和53年11月1日であると認められる。

なお、昭和53年10月の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月から19年3月までの期間及び同年7月から20年8月までの期間は19万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果19万円とされているところ、当該標準報酬月額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から20年12月1日まで

年金事務所における標準報酬月額記録は、私が、A社から受け取っていた実際の給与支給額に比べて低い額となっている。標準報酬月額を実際に支払われていた給与額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額のうち、低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成18年6月から19年3月までの期間及び同年7月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書及び賃金台帳により確認できる保険料控除額から、18年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月から19年3月までの期間及び同年7月から20年8月までの期間は19万円に訂正することが妥当である。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初18万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年1月13日に19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の19万円ではなく、当初記録されていた18万円となっている。

しかしながら、前述の給与明細書及び賃金台帳から、当該期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額19万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年4月については、給料明細書等の資料は無い上、事業主は、「同年4月に係る保険料控除額は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成18年4月について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成18年5月及び19年4月から同年6月までの期間について、前述の給与明細書及び事業主の供述によると、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額より低額又は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年10月及び同年11月は18万円、同年12月は19万円、19年1月から同年3月までの期間は18万円、同年4月から同年6月までの期間は15万円、同年7月から20年8月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果19万円とされているところ、当該標準報酬月額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月8日から20年12月1日まで

年金事務所における標準報酬月額記録は、私が、A社から受け取っていた実際の給与支給額に比べて低い額となっている。標準報酬月額を実際に支払われていた給与額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額のうち、低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成18年10月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書及び賃金台帳により確認できる保険料控除額から、18年10月及び同年11月は18万円、同年12月は19万円、19年1月から同年3月までの期間は18万円、同年4月から同年6月までの期間は15万円、同年7月から20年8月までの期間は18万円に訂正することが妥当である。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当初13万4,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年1月13日に19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の19万円ではなく、当初記録されていた13万4,000円となっている。

しかしながら、前述の給与明細書及び賃金台帳によると、当該期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は19万円であるが、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は18万円となることから、前述の特例法の規定により、当該期間に係る標準報酬月額については、18万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年9月については、前述の給与明細書から、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年7月から20年8月までの期間は16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果16万円とされているところ、当該標準報酬月額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月1日から20年12月1日まで

申立期間当時、A社において正社員として勤務していたにもかかわらず、年金事務所における当該期間の標準報酬月額記録は、アルバイトとして勤務していた期間の給与に基づく標準報酬月額であると思われる。実際に支給されていた給与額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成19年7月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書及び賃金台帳により確認できる保険料控除額から16万円に訂正することが妥当である。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初15万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年1月13日に16万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の16万円ではなく、当初記録されていた15万円となっている。

しかしながら、前述の給与明細書及び賃金台帳から、当該期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年5月について、前述の給与明細書及び賃金台帳には、同年5月分の厚生年金保険料控除額が記載されていない上、事業主は、「同年5月分の厚生年金保険料控除額は不明である。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成19年5月について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成19年6月については、前述の給与明細書及び賃金台帳から、同年6月分の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、それぞれオンライン記録上の標準報酬月額より低額であることから、当該期間は特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月1日から33年4月1日まで
② 昭和35年3月31日から同年4月1日まで

申立期間①について、A社本店で厚生年金保険に加入していた期間のうち、昭和32年10月1日から33年4月1日までの標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額とされている。

申立期間②について、A社には、昭和28年3月1日から62年4月1日まで継続して勤務していたにもかかわらず、同社D支店から同社C支店に異動した際の厚生年金保険の記録が1か月欠落している。

両申立期間について、調べて年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年3月31日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、この

ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和28年3月に資格を取得している6人の同僚のうち、申立期間の前後1年間に、標準報酬月額が下がっている者が4人確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額とされている事情は見当たらない。

また、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記録は、遡って訂正されるなどの不自然な形跡は無い上、オンライン記録とも一致している。

さらに、B社は、申立期間①当時における賃金台帳等の資料を保管していない上、申立人も申立期間の給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月28日から同年6月11日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月28日に、資格喪失日に係る記録を同年6月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月25日から同年4月1日まで
② 昭和46年6月16日から同年7月1日まで
③ 昭和46年12月30日から47年1月11日まで
④ 昭和47年1月16日から同年2月2日まで
⑤ 昭和47年6月30日から同年7月1日まで
⑥ 昭和49年9月23日から同年10月1日まで
⑦ 昭和54年5月28日から同年6月11日まで
⑧ 昭和54年6月17日から同年7月24日まで

私の年金記録を確認したところ、B社所有のC丸、D社所有のE丸、F社所有のG丸、H社所有のI丸、A社所有のJ丸、K社所有のL丸に乗船していた期間が船員保険の記録とされていない。

当該期間において乗船していたことが分かる船員手帳を提出するので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑦について、申立人から提出された船員手帳の記載内容から、申立人がA社の所有するJ丸の乗組員として雇い入れされていることが確認できる。

また、申立期間⑦当時のA社の役員は、「期間が短くても雇入れ時から船員

保険に加入していた。」と回答しており、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間とほぼ同時期に被保険者記録が確認できる複数の元船員も、「船員保険に未加入のまま乗船することではなく、乗船と同時に加入していた。」旨供述している上、当該役員が就任していた期間については、複数の元船員の船員手帳の記載内容とオンライン記録は、ほぼ一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿から、申立人と同じ機関部門の複数の短期雇用船員には、申立期間⑦の前後の期間に船員保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑦において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間⑦に係る標準報酬月額については、直近のA社における申立人の船員保険被保険者資格喪失時の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立期間⑦について、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に係る船員保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①から⑥まで及び⑧について、申立人から提出された船員手帳の記載内容から、申立人が当該期間において当該船舶の乗組員として雇い入れされていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①について、B社は、「何も資料が残っておらず、届出や保険料控除及び保険料納付に関して不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における船員保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社の複数の元船員の船員手帳及び同社に係る船員保険被保険者名簿から、船員手帳に記載された雇入日が当該月の下旬である場合に、船員保険の資格取得日は翌月1日となっていることが確認できる上、当該船員のうち一人は、「私のように、月末に雇い入れされた人の船員保険の取得日は、翌月1日からとなっていた。」と供述していることを踏まえると、同社は、申立期間①当時、必ずしも船員手帳における雇入日を船員保険の被保険者資格の取得日として社会保険事務所に届け出ていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、D社に係る船員保険被保険者名簿から、同社は、昭和46年7月1日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用

事業所でないことが確認できる。

また、D社の事業主は既に死亡している上、元船長であった者は、「新規適用日より前の期間の保険料控除については、不明である。」と回答していることから、船員保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、D社が船員保険の適用事業所となった同日に資格を取得している同僚からは回答が得られず、申立てに係る事実を確認することができない。

申立期間③について、F社は、「何も資料が残っておらず、届出や保険料控除及び保険料納付に関して不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における船員保険の取扱いについて確認することができない。

また、F社に係る船員保険被保険者名簿から、申立人が、「F社を私と同時に退職した。」と供述している同僚二人に係る船員保険の資格喪失日は、申立人と同日であることが確認できる上、当該同僚のうち一人は、「申立人と同時に退職したが、月初めの雇い止めの場合に、船員保険の資格が前月末で喪失になることを理解していた。」と供述していることを踏まえると、同社は、申立期間③当時、必ずしも船員手帳における雇止日を船員保険の被保険者資格の喪失日として社会保険事務所に届け出ていなかったことがうかがえる。

申立期間④及び⑤について、H社の事業主は既に死亡しており、同人の妻及び取締役であった者に照会したものの、いずれも詳細は不明である旨供述していることから、申立人の申立期間における船員保険の取扱いについて確認することができない。

また、H社の複数の元船員の船員手帳及び同社に係る船員保険被保険者名簿から、船員手帳の雇入日が、当該月の10日以降である場合の船員保険の資格取得日は、翌月からとなっていること、及び船員手帳の雇止日が当該月の10日以前である場合の船員保険の資格喪失日は、前月となっていることが確認できる上、上記の複数の元船員が、「船員保険の資格取得は雇入日の翌月初めからになり、資格喪失が雇止日の前月末日になっていることは、当時のMの海運会社では当たり前であった。」旨供述していることを踏まえると、当該事業所は申立期間④及び⑤当時、必ずしも船員手帳における雇入日又は雇止日を船員保険の被保険者資格の取得日又は喪失日として社会保険事務所に届け出ていなかったことがうかがえる。

申立期間⑥について、A社の事業主は、「当社は既に解散しているため資料等は無く、申立期間当時の事業主も既に死亡しており詳細は不明である。」と回答している上、同社の役員や元船員からも、申立内容を確認できる供述、関連資料等を得ることができない。

申立期間⑧について、K社の元事業主は、「会社は、平成9年に解散しており、当時の資料は無く、私は申立期間当時に在籍していないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における船員保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が申立期間⑧に乗船していたと主張するK社所有のL丸の同僚は、「申立人は、臨時船員として乗船してきた覚えがあるが、臨時船員が船員保険に加入する取扱いであったか否かは分からない。」と供述している上、申立人から提出された申立期間に係る船員手帳には雇入れ時及び雇止め時の船長の氏名が記載されているところ、雇入れ時の船長については、同社に係る船員保険被保険者名簿において、その記録が確認できるが、雇止め時の船長については、その記録は確認できないとともに、当該雇入れ時の船長は、「申立人の雇止め時の船長は、私が休暇中の臨時船員である。」、「当時のK社の経営状態は苦しく、臨時船員の船員保険の取扱いをどうしていたかは不明である。」と供述していることを踏まえると、同社は、申立期間当時、臨時船員について一律に船員保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、K社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、申立期間⑧及びその前後の期間における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①から⑥まで及び⑧における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑥まで及び⑧に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA会における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和20年12月31日であると認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月末から21年10月1日まで

昭和20年12月末にGHQから、「マッカーサーの命により、米軍船に乗れ。」との電報が届き、また、A会からも連絡があつて、米軍船の「B」に乗船した。日本人船員全員で引揚げ船の仕事に従事し、A会から給料をもらつており、申立期間も継続して乗船していたので、船員保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時甲板員として勤務することになったときの状況や引揚げ船の数などを鮮明に記憶しており、その供述内容は、詳細かつ具体的であり、当時の日本海運に関する資料に記載されている内容とほぼ一致していることから、申立人は、少なくとも昭和20年12月31日からA会の管理する船舶に甲板員として乗船し、引揚げ業務に従事していたと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A会において、昭和21年10月1日に船員保険被保険者資格を取得し、25年9月1日に資格を喪失していることが確認できるものの、申立人の船員保険被保険者台帳及び同会に係る船員保険被保険者名簿には、資格取得日の記載は無い。

さらに、上記被保険者台帳及び被保険者名簿において、申立人の生年月日が誤って記載されている上、同名簿には、申立人以外にも、資格取得日及び資格喪失日の記載の無い者が相当数見受けられる。

加えて、A会における申立人のオンライン記録の、船員保険被保険者資格取

得日（昭和 21 年 10 月 1 日）について、日本年金機構に照会したが、不明であるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 会における被保険者記録が適正に管理されていたとは考え難く、申立人の同会における船員保険被保険者の資格取得日に係る記録は有効なものと認められず、申立人の供述から判断し、資格取得日に係る記録を昭和 20 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から4年12月まで

A市B区に居住していた申立期間当時、同区役所から「国民年金保険料を納付しなければ財産を差し押さえる。」旨の督促状が届いたので、同区役所の窓口で保険料を分割納付にしてもらおう手続を行ったが、それでも納付が難しくなり1か月ごとの保険料納付ができるよう再分割納付の手続をしてもらった上で、同区役所から送付されてくる延滞金が加算された納付書によりC銀行D支店で毎月遅れながらも保険料を納付した。

平成6年11月にA市B区からE町（現在は、F市）の実家に転居してからも、同区役所から延滞金が加算された納付書が毎月送られてきたため、母親にその都度、保険料の納付を任せていた。

このように、申立期間の国民年金保険料については、A市B区役所から送付されてくる納付書により納付しているので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市B区役所から『国民年金保険料を納付しなければ財産を差し押さえる。』旨の督促状が届いた。同区役所から送付されてくる延滞金が加算された国民年金保険料納付書をC銀行D支店に持ち込み、毎月遅れながらも納付していた。」と主張しているところ、同市は、「申立期間当時、申立人が主張するような内容を記載した国民年金保険料の督促状や、未納期間の保険料に延滞金を課した納付書を作成して送付することはなかった。」と回答しており、申立内容と符合していない。

また、申立人は、E町の実家に転居後の国民年金保険料の納付をその母親に任せていたとしているところ、その母親は申立期間の保険料納付に関する

記憶が定かではなく、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 21 日から 61 年 12 月 16 日まで
申立期間について、私の報酬月額は 26 万円以上あった。しかしながら、年金記録を確認したところ、実際の報酬月額よりも標準報酬月額が明らかに低いことが分かった。A社では実際の給与支給額よりも標準報酬月額を低く届出し、厚生年金保険料を納付していたものと思われる。詳しい調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に勤務していた複数の同僚が、「申立期間当時の給与支給額は標準報酬月額を上回る金額であった。」旨供述していることから、申立人についても、申立期間当時、実際の給与支給額はオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったことがうかがえる。

しかしながら、A社は、申立てに係る賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、「社会保険の事務処理については、当時の担当者に任せていた。」と回答している上、申立期間当時の事務担当者からの回答を得られないことから、申立期間に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に関する関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社において申立人と同職種であった同僚5人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみがほかの同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、前述の同僚の一人が所持する申立期間の一部に係る給与明細書によると、同人の当該期間に係る報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額は、オンライン

記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 25 日から 36 年 1 月 1 日まで
② 昭和 37 年 9 月 16 日から 39 年 10 月 27 日まで
③ 昭和 39 年 12 月 26 日から 41 年 10 月 17 日まで
④ 昭和 41 年 11 月 11 日から 42 年 5 月 4 日まで
⑤ 昭和 43 年 9 月 27 日から 46 年 4 月 21 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①のA社（現在は、B社）、申立期間②のC社（現在は、D社）、申立期間③のE社（現在は、F社）、申立期間④のG社（現在は、H社）、申立期間⑤のI社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間にそれぞれ勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社で臨時工として勤務し、J業務を行っていた。」と申し立てしているところ、申立人の同社での勤務内容に関する供述は詳細かつ具体的であり、当該期間に同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述とおおむね一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、被保険者記録が確認できる申立人と同学年で、かつ途中入社している同僚のうち、連絡先が確認できた12人のうち、回答が得られた10人は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

また、B社の社会保険事務担当者は、「現在、当社が保存している『厚生年

金保険事務管理台帳』に、申立期間①に係るものが数百ページ存在しているが、その中に申立人の氏名は確認できない。」と回答しており、同社における申立人の勤務実態及び申立人に係る厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料は無い。

さらに、申立人は、本件申立て後に「勤務期間の記憶に誤りがあり、実際にA社に勤務していたのは、昭和32年3月末から同年7月初めの期間だったように思う。その期間は、近所に住んでいた女性の同僚と毎日同じ電車で通勤していた。」と主張を変更しているところ、当該期間に同社で厚生年金保険被保険者を取得している同僚のうち、回答を得られた同僚27人の中に、申立人を記憶している者はいない上、当該女性と思われる同僚についても、既に死亡していることが判明したことから、当該期間についても、申立人の勤務実態に関する供述を得ることができない。

加えて、上記社会保険事務担当者は、「昭和32年3月末から同年6月までの『厚生年金保険事務管理台帳』の中にも、申立人の氏名は確認できない。」と回答しており、当該期間についても申立人の同社における勤務実態及び申立人に係る厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料は無い。

その上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び昭和32年3月末から同年7月までの期間に、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない一方、健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び昭和32年3月末から同年6月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「私は当時の社長の誘いで、昭和39年10月に、社名がC社からD社に変更する前から同社で働いていた。仕事は、先輩の運転手と二人一組でトラックに乗って、K方面にLやMを運んでおり、2年以上は勤務していたと記憶しているのに厚生年金保険の記録は社名変更後の2か月間しかない。」と主張している。

しかしながら、C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②に被保険者記録が確認できる同僚のうち、同社で長期間勤務していた同僚及び申立人と同学年の男性で供述が得られた12人全員が、「申立人のことは覚えていない。C社は、適正に社会保険事務の手続を行っていたという印象があり、自分の年金記録は正しい。」旨を供述している。

また、D社は、「当時の社長は亡くなっており、申立人が在籍していたことが分かる資料、保険料控除が確認できる資料も残っていない。」と回答していることから、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が名前を挙げた先輩運転手は、個人を特定することができず、

申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「E社で、昭和39年の年末頃から働きだし、その後しばらくして知人二人を助手として同社に呼び寄せて一緒に働いた。この二人は、退職日も同じであった。」と主張しているところ、F社から提出された「人事通知」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」をみると、申立人と同日に退職している二人（うち一人は、申立人が記憶している者とは別人であることが判明）の入社日及び厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和41年10月17日となっていることが確認できる。

また、申立人及び上記二人の雇用保険の被保険者記録における資格取得日は、昭和41年10月17日、離職日は同年11月10日となっており、いずれも上記人事通知・厚生年金保険関連資料等で確認できる資格取得及び喪失に係る記録と符合していることが確認できる。

さらに、F社N支店は、「当社に残っている資料は、既に提出している資料だけであり、それによると、3人とも昭和41年10月17日に入社し、同年11月10日に退職していることが確認できる。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態や厚生年金保険料控除に関する供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、「G社は、O市にあったP社Q工場の業務の下請をしており、私の仕事は、当時Rの材料として使われていたSをトラックに積んで、同じ構内にあったTまで運ぶ仕事だった。同事業所では、この時以外にも何回も働いており、社長とも懇意であった。」と主張している。

しかしながら、G社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間④当時、被保険者記録が確認できる同僚21人のうち、供述が得られた10人の中で、申立人を記憶していた唯一の同僚（申立人が氏名を挙げた同僚二人のうち一人）は、「私は、昭和33年から平成12年まで同事業所で勤務していたが、申立期間④に申立人が勤めていたという記憶は無い。しかし、その後昭和46年から47年にかけて、同事業所がU町の埋立て工事を行った時には勤めていたと思う。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができない。

また、申立人が氏名を挙げた同僚二人のうち、ほかの一人は、既に死亡していることから供述を得ることができない上、同人のオンライン記録から、申立期間④においては、別の事業所で厚生年金保険の加入記録があることが確認で

きるとともに、G社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同人の被保険者記録が確認できるのは、昭和36年1月1日から同年3月10日までの期間であること、並びに申立人の同事業所における1回目の厚生年金保険記録の資格取得日及び前述の申立人が氏名を挙げた残りの一人の資格取得日も同年1月1日となっていることを踏まえると、申立人が、同僚として挙げた二人と同時期に勤務していたのは、同年1月1日前後の期間であったと推認できる。

さらに、H社は、申立期間④に係る申立人の勤務実態や保険料控除について、「資料が残っていないため、不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、「I社では、運転手として3年間ぐらい働いた。」と主張しているところ、申立人の同社に係る雇用保険の記録から、昭和44年2月7日から同年5月30日までの期間、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記雇用保険の加入期間及びその前後の期間において、I社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、7人が被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうち4人から供述を得られたものの、申立人の勤務状況について記憶している者はいなかった。

また、I社は、昭和62年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の息子は、「父が亡くなって20年になり、当時の給与台帳等の書類は何も残っていない。」と供述していることから、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態や厚生年金保険料に関する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「社会保険事務担当者だった同僚は厚生年金保険料の控除について証言をしてくれるはずであり、私の紹介でI社に入社した同僚は、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、当該同僚は、「私は、社会保険事務担当ではなく経理担当だった。当時は、『手取りが多い方がいい。』という考えの運転手も多く、雇用保険だけに加入していた運転手もいたように思う。申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間についての明確な記憶は無い。申立期間⑤当時に社会保険事務を担当していた女性は既に亡くなっており、社長夫婦も故人となっているので、今となっては、厚生年金保険の取扱いについて詳細を確認することは難しい。」旨を供述しており、申立人の紹介で入社したとする同僚も、「I社在職中は、自分から会社に申し出て、厚生年金保険ではなく国民年金に加入していた。」と回答していることを踏まえると、同社においては、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間⑤当時、I社において社会保険事務担当者と同じ事務所内で勤務していた同僚は、「運転手については出入りが激しかったため、社会保

険事務担当者がしばらく様子を見てから厚生年金保険の加入手続を行っていたように記憶している。」旨を供述している。

その上、I社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号において欠番は無く、申立人の氏名も確認できない上、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。